

薩摩川内市災害派遣手当等の支給に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 23 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 1 号

薩摩川内市災害派遣手当等の支給に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条（同法第 183 条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の額等)

第 2 条 災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて薩摩川内市の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が薩摩川内市の区域に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当等の支給方法は、薩摩川内市職員に支給される諸手当の例による。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)
本市の区域内 に滞在した期間		
30 日以内の期間	3, 970 円	6, 620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3, 970 円	5, 870 円

60日を超える期間	3,970円	5,140円
-----------	--------	--------

備考 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。